

# 紫波浄化センター 化学物質管理計画

紫波町公共下水道  
紫波浄化センター  
令和5年4月5日

## 1 目的

化学物質の自主的な管理の改善を促進するため、紫波浄化センター化学物質管理計画を策定し、環境保全上支障となる事案を未然に防止するものである。

## 2 化学物質管理の方針

紫波浄化センターは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努めるものである。

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 本計画については、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 3 管理の目標

化学物質管理方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次のとおりとする。

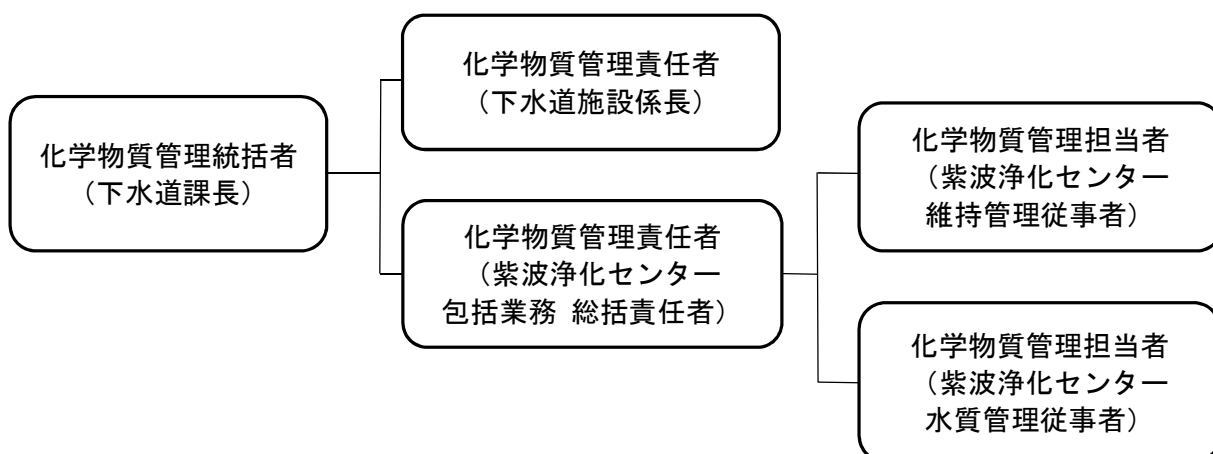
- (1) 下水道のPRTR<sup>※1</sup>届出対象である31物質<sup>※2</sup>を含めた水質規制物質について、放流水中の含有濃度を年4回から月2回の頻度で測定する。
- (2) 流入下水についても、上記物質について少なくとも年4回以上の頻度で測定する。

## 4 組織体制

### (1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	下水道課長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	下水道施設係長、浄化センター総括責任者	化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当者	化学物質管理責任者の指揮のもと、管理計画等の内容を周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制表



5 取扱化学物質

紫波浄化センターで使用している化学物質は下表のとおりである。

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法 (政令番号)
ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 (ペルオキシ二硫酸カリウム)	0.1		第一種指定化学物質 (1-445)
マンガン及びその化合物 (過マンガン酸カリウム)	0.01		第一種指定化学物質 (1-465)
モリブデン及びその化合物 (七モリブデン酸アンモニウム四水和物)	0.005		第一種指定化学物質 (1-505)
銅水溶性塩 (硫酸銅(II)五水和物)	0.025	劇物	第一種指定化学物質 (1-314)
モリブデン及びその化合物 (酒石酸アンモニルカリウム)	0.001	劇物	第一種指定化学物質 (1-505)

6 モニタリング

- (1) モニタリングの実施にあたっては下水道課及び包括業務受注者で測定頻度を定め、水質分析委託業者に対して試料の採取方法、分析方法、下限値 (定量、検出) を確認する。
- (2) 測定項目については、下水道法水質測定項目 (44項目) とダイオキシン類である。
- (3) 流入下水については、適宜モニタリングを実施する。

7 化学物質の管理に係る取組み

- (1) 第一種指定化学物質については、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。  
 <具体的方策>
  - ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
  - ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
  - ③ 定期的な水質調査による機能確認
- (2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

## 8 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、次の措置を講ずる。

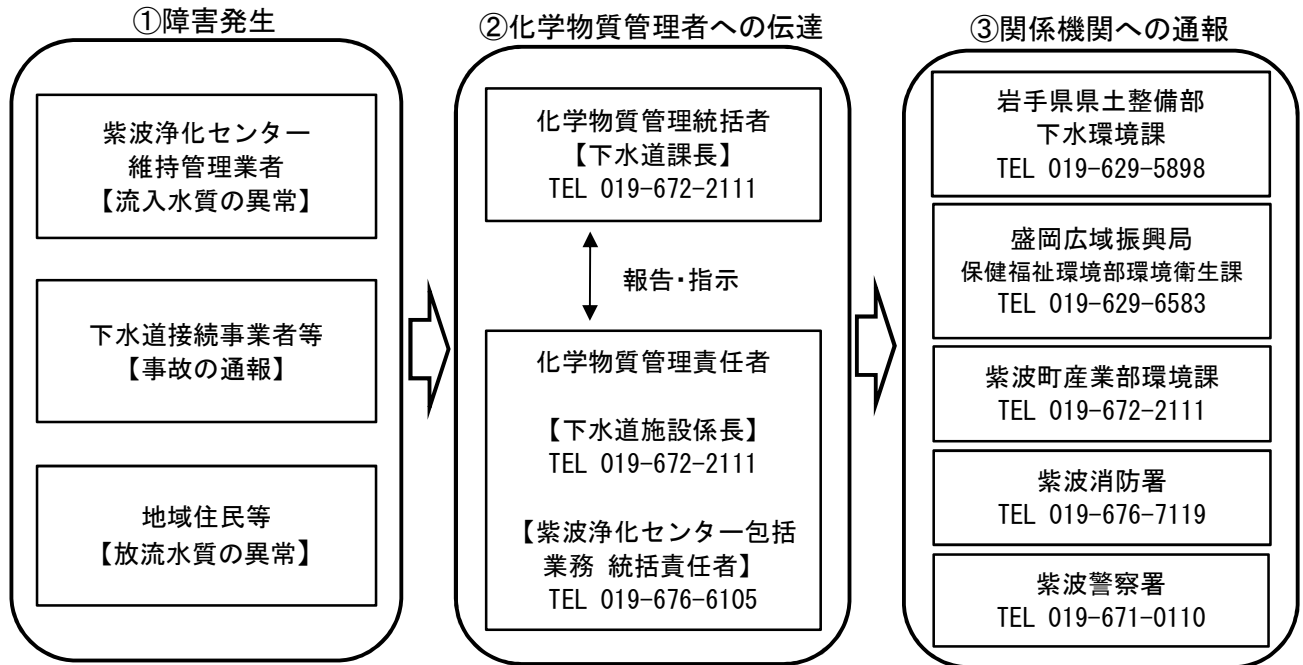
### (1) 未然防止措置

- ① 施設の運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

### (2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて放流先の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局（河川部局、環境部局）などと連携する。

### (3) 緊急連絡体制



## 9 教育・訓練

### (1) 対象者

下水道課職員及び包括業務受注者

### (2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

### (3) 実施時期

- ① 下水道課職員及び包括業務受注者に対しては適宜実施する。
- ② 新入・転入職員に対しては赴任時に実施する。

#### (4) 計画の推進

定期的に教育・訓練を行い、その記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で生かすこととする。

### 10 リスクコミュニケーション

- (1) 紫波町ホームページの活用及び紫波浄化センター見学などを通じて、地域住民への情報提供を図る。
- (2) 住民等からの化学物質に関する問合せには、下水道課が対応を行う。
- (3) 必要に応じて関係部局と連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

### 11 管理状況の評価

- (1) 水質のモニタリングにおいて、測定値が通常時より高い等の異常が認められる場合は、分析委託業者に対して、下限値（定量、検出）や測定方法の確認の対応を取り、必要に応じて再分析を行う。
- (2) 計画の推進にあたって必要な各種の管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理など）を積極的に実施する。

※1 PRTR (Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みである。日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化されている。

#### ※2 PRTR届出対象の31物質（第一種指定化学物質）

亜鉛の水溶性化合物、EPN、カドミウム及びその化合物、クロム及び3価クロム化合物、6価クロム化合物、シマジン又はCAT、無機シアン化合物、チオベンカルブ又はベンチオカーブ、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム又はチラム、銅水溶性塩、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその無機化合物、ふっ化水素及びその水溶性塩、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、マンガン及びその化合物、ダイオキシン類